

陳 情 第 78 号	令 8. 9. 24 受 理
(件 名) 特定農業用ため池の指定について	
(陳情の要旨) 私たち梨木野自治会の地域に流れる梨木野川は神之川につながっている。その上流に大きなため池が存在していることが最近になって判明した。 本年3月になって届出されたため池は四つあり、容量（貯水量）はそれぞれ大きい順に4,305、3,480、1,595、720立方メートルであり、合計10,000立方メートルを超えるものが、梨木野川上流に位置していることになる。鹿児島県議会の答弁では、現地調査を行った結果、届出の容量に近い数字が出たとのことである。 本年6月27日には、広島県福山市の南迫池が決壊し、一気に水が周辺の住宅に流れ込む被害が出ており、28世帯が一時避難している。南迫池は5,000立方メートル以下の4,900立方メートルで農業用ため池であったが、決壊する可能性を想定しハザードマップが作成されている。 梨木野川上流のため池は山の尾根に位置しており、大雨が降れば梨木野川に通じる水路も伴っているため、土砂が流出する可能性は十分に考えられる。 梨木野川は急峻な地形を伴い真っすぐ一直線に下流域の集落につながっており、民家に影響を及ぼす危険性が高い。現在でも、大雨時は大きな岩が音を立てて動いていたり、川の途中が大雨の影響でせき止められていると思われ、川だけではなく、民家に通じる道路など放射状に水が流れ、家の床下などが浸水することもある。 しかも、梨木野地域の民家のほとんどが、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。 大きなため池を発見した昨年12月と本年2月は、どちらも農閑期であったが満水であった。 農業用ため池として田んぼへ利用するならば、稲作の時期ではないときも満水状態であるのは矛盾している。 発見時、ため池の堤体が極めて脆弱かつ簡易的で決壊する可能性があり、緊急措置を要する状況であった。 また、排水口付近は簡易的な張りコンクリートであるが、一度は崩れたとみられ、仮補修の跡や土のうを積んでいるところがあった。	

しかも、全体の水をせき止めているのはコンクリートではなく土であったため、地震発生時は決壊する可能性が高い。

また、梨木野川に一番近いため池は地図上に存在していない。

この大きなため池の存在を知ってからというもの、下流域に住む私たちの不安は雨のたびに増すばかりである。また、先般の熊本地震のような大きな地震があったときのことを考えると、防災のしっかりした、ため池にする必要がある。

「防災重点農業用ため池」や「特定農業用ため池」として指定するなど、ため池の目的の確認や検証を行うとともに、ため池との関連性に焦点を当てながら、鹿児島県と鹿児島市で連携して防災を最大限意識した総合的な判断を求めたい。

については、以上の要旨に基づき、下記事項について陳情する。

記

1. 鹿児島市は、鹿児島県と連携して、立地条件の危険な梨木野川上流に位置する二つの大きなため池を「防災重点農業用ため池」や「特定農業用ため池」として指定すること。
2. 上記1において、「特定農業用ため池」として指定する場合、鹿児島市はいち早く必要な措置をとること。
3. 上記1のため池が、農業用として役目を果たしていない場合、鹿児島市はため池を廃止するよう設置者に求めること。